

(審査案件第115号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った後述の第2の2の不開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 令和7年(2025年)2月25日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、次のとおり保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

令和2年11月6日及び同7日の19時9分頃から20時頃までの間に、申請人に関する添付相談記録票に記載された、請求人が通報した情報〇〇(又は〇〇)の車両所有者検索を行った際の車両検索システムログイン記録、検索結果、検索履歴等、本件車両検索に関する記録のすべて。

- 2 令和7年3月12日、長野県警察本部長(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求について、「請求者を本人とする保有個人情報ではなく、請求者が開示を求めることができる情報ではないため」との理由により、不開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和7年5月7日、審査請求人は、長野県公安委員会(以下「本件諮問機関」という。)に対し、審査請求人の求めに応じた文書を特定して開示することを求めて審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求の対象は、審査請求人が警察に通報を行った特定の車両(以下「通報車両」という。)について、警察職員が当該通報に基づいて検索した際の検索履歴等の記録である。

通報車両は、審査請求人の所有車両でないが、仮に審査請求人の所有車両であった場合には、審査請求人の個人情報が含まれることになる。

#### 第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件請求を受けて、通報車両に係る車両検索システムの記録を確認した結果、通報車両は審査請求人の所有車両でなく、審査請求人を本人とする個人情報記録されていなかった。なお、車両検索システムは、アクセス権を付与された警察職員がログインできるものであり、検索対象の車両のナンバー等の必須項目を入力すれば、当該車両の所有者情報が確認できるものである。当該車両検索システムには、所有者情報を検索する際に審査請求人の個人情報を入力する項目はなく、審査請求人が開示を求める通報車両に係るログイン記録、検索結果、検索履歴等の記録に審査請求人の個人情報は存在しない。

また、通報車両については、審査請求人が迷惑駐車車両として警察に通報し、警察の対応を依頼したものであることから、審査請求人以外の者の所有車両であることは明らかである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 開示請求について

法第76条第1項において、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」とされている。

##### 2 本件請求及び本件決定について

本件請求は、通報車両に関して、警察職員が車両検索システムにより所有者情報を検索した際の検索履歴等の開示を求めるものである。

審査請求人は、通報車両が審査請求人の所有車両でないが、仮に審査請求人の所有車両であった場合には、審査請求人の個人情報が含まれることになる旨を主張する。

また、本件諮問機関等は、車両検索システムによる車両検索の結果、通報車両が審査請求人の所有車両でなく、審査請求人を本人とする個人情報が記録されていなかったと主張することから、本件決定の妥当性について、以下検討する。

##### 3 本件決定の妥当性について

###### (1) 通報車両について

通報車両は、審査請求人及び本件諮問機関等の双方の主張に基づき、審査請求

人の所有車両でないことが認められる。

(2) 審査請求人本人に係る保有個人情報該当性について

当審査会において、ログイン記録を含む車両検索システムに記録される項目を確認したところ、記録される内容は、所有者情報の検索を行った警察職員の情報や検索対象車両の車両番号等の所有者情報であり、通報者である審査請求人の氏名等の審査請求人の個人情報が記録される項目はなかった。

また、(1)のとおり、通報車両が審査請求人の所有車両でないことから、本件請求の対象が審査請求人以外の者の所有車両に関する車両検索システムの記録であって、当該記録に審査請求人を本人とする個人情報が記録されていないとする本件諮問機関等の主張を特段不合理とする理由はない。

よって、本件実施機関が、本件請求の対象が審査請求人を本人とする保有個人情報でなく、審査請求人が開示を求めることができる情報でないことを理由に不開示とした判断は、妥当である。

4 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものでない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和7年(2025年)	8月7日	諮問
令和8年(2026年)	3月16日	審査請求人及び本件諮問機関等からの意見聴取並びに審議
	5月19日	審議終結